

平成28年度 収入支出予算・保健事業について（お知らせ）

当健康保険組合の平成28年度収入支出予算（案）及び平成28年度保健事業の実施（案）が、平成28年2月19日に開催された第111回組合会において、審議のうえ可決承認されましたので、その概要についてお知らせいたします。

● 調整保険料率の変更に伴い、一般保険料率等が変更されます。

健康保険組合連合会から、平成28年度の当健康保険組合の調整保険料率は、0.960%に変更になった旨の連絡がありました。このことに伴い、一般保険料率等の変更を、下表のとおり、平成28年3月1日（平成28年3月分保険料。ただし、任意継続被保険者については、平成28年4月分保険料）から実施します。

なお、一般保険料率と調整保険料率とを合計した保険料率は、100%で、変更を生じません。

単位：%

区 分	一般保険料率		調整保険料率		健康保険料率	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
事業主	49.565	49.520	0.435	0.480	50.000	50.000
被保険者	49.565	49.520	0.435	0.480	50.000	50.000
計	98.130	99.040	0.870	0.960	100.000	100.000

1 一般保険料

一般保険料は、介護納付金の納付に要する費用以外の費用（健康保険組合の事務経費、保険給付費、納付金、保健事業費等）のために、事業主及び被保険者から徴収する保険料です。

なお、一般保険料の構成は、次のとおりです。

一般保険料＝基本保険料＋特定保険料

- ・ 基本保険料 60.380%
被保険者・被扶養者に対する医療給付、保健事業等に充てるための保険料
- ・ 特定保険料 38.660%
納付金（前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金、退職者給付拠出金、老人保健拠出金等）に充てるための保険料

単位：%

区 分	一般保険料率		基本保険料率		特定保険料率	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
事業主	49.565	49.520	32.505	30.190	17.060	19.330
被保険者	49.565	49.520	32.505	30.190	17.060	19.330
計	99.130	99.040	65.010	60.380	34.120	38.660

2 調整保険料

健康保険組合が行う事業の運営に要する費用の財源の不均衡を調整するため、健康保険組

合連合会は、各健康保険組合に対し、交付金交付事業（組合財政支援交付金交付事業・高額医療交付金交付事業）を行っており、各健康保険組合は、この交付金の費用に充てるために、財政調整事業拠出金を拠出しています。

調整保険料は、交付金交付事業の財源となる財政調整事業拠出金（平成28年度予算 19,717千円）のために、事業主及び被保険者から徴収する保険料（平成28年度予算 調整保険料収入 19,716千円）です。

● 介護保険料率は、引下げます。

介護保険の給付に必要な財源は、50%を公費負担、あとの50%を被保険者の保険料で賄う仕組みになっています。保険料の被保険者種別ごとの負担内訳は人口比に基づいて設定され、平成27年度～平成29年度は、65歳以上の第1号被保険者が22%、40歳以上65歳未満の第2号被保険者（健康保険組合の被保険者・被扶養者等）が28%の割合とされています。

平成28年度における当健康保険組合の介護納付金として、国から242,057千円割り当てられました。

その介護納付金を納付するためには、介護保険料率として16.8%とすべきところですが、繰入金（5,000千円）を収入とすることにより、介護保険料率は、現行17.2%のところ16.5%に引下げを行うこととなります。

介護保険料率

16.5%（事業主8.25% 被保険者8.25%）

● 医療費と納付金が重い負担となっています。

（一般勘定）

収入において、平均標準報酬月額及び総標準賞与額の増加により、一般保険料収入として、2,031,615千円を見込み、財政調整事業交付金のうち高額医療交付金55,752千円を見込んでいますが、収入財源を確保できないため、80,000千円の準備金限度外部分繰入を行います。

支出において、被保険者・被扶養者の皆様の医療費等に充てる保険給付費（1,264,149千円で、所要財源率61.72%）や高齢者などの医療費を賄うため、国に納付する前期高齢者納付金・後期高齢者支援金・退職者給付拠出金等（791,825千円で、所要財源率38.66%）を見込んでいます。

その結果、平成28年度の予算は、経常収支の赤字額113,161千円を見込んでいます。

（介護勘定）

国から通知のあった介護納付金（242,057千円）を支出するため、介護保険料収入（238,170千円）だけでは収入財源を確保できないため、5,000千円の準備金繰入を行います。

● 保健事業を活用して、健康の維持・増進を図りましょう。

当健康保険組合としては、被保険者・被扶養者の皆様の健康づくりをサポートさせていただくことが重要な役割であると考えています。皆様が健康になられて医療費が節減され、保険料

の引き上げを押さえ、保健事業をより充実させることが念願です。

保健事業の2本柱の1本が、短期人間ドック（40歳以上の被保険者・被扶養者が対象）や特定健康診査・特定保健指導（40歳以上75歳未満の被保険者・被扶養者が対象）の実施です。

もう1本は各種癌検診（検診実施機関での受診の方法と郵送自己検診の方法の2種類。被保険者・30歳（子宮頸癌検診は20歳）以上の被扶養者が対象）の実施です。

健康管理の一環として積極的にご活用願います。病気を予防、早期発見することは、健康の維持はもちろん、医療費を減らすことにもつながります。

医療機関を受診する際には、夜間・休日の安易な受診やはしご受診を控えたり、安価なジェネリック医薬品を選択すれば、家計への負担は軽減されます。また、診療費の明細書が原則として無料発行されますので、医療費に対するコスト意識を持つと同時に、日頃から病気にならないための健康づくり（規則正しい生活、十分な睡眠、適度な運動、バランスのよい食生活）を心掛けていただきますようお願いいたします。

平成26年度から、データヘルスが始動され、国は、「国民の健康寿命の延伸」と「医療費適正化」を目標に掲げています。健康保険組合は、被保険者及びその被扶養者の1人ひとりの健康増進を図るために、事業所（事業主）と密接に連携をとりながら、「データヘルス計画」の策定と実施をめざすこととしています。

当健康保険組合としては、現在実施している保健事業の洗い出しを行い、データヘルス計画に反映させることとしています。

レセプト分析、健診結果分析の結果、生活習慣病が現状の大きな課題であること、現在の加入者年齢構成と年齢階層別医療費から、今後はさらに生活習慣病対策が重要になること、被扶養者の乳癌対策も重要であることが確認できました。

当健康保険組合のデータヘルス対応として、

- ・生活習慣病の予防
- ・生活習慣病の重症化防止
- ・禁煙対策
- ・乳癌、子宮頸癌の早期発見

を保健事業の目的（重点事項）とします。

皆様一人ひとりの小さな行いが健康保険組合の財政の健全化にもつながりますので、今後とも当健康保険組合の運営にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

平成28年度収入支出予算の概要

健康保険分（収入）

健康保険分（支出）

科 目	予算額 千円	被保険者1人 当たり額 円	科 目	予算額 千円	被保険者1人 当たり額 円
健康保険収入	2,032,678	501,896	事務費	61,181	15,106
調整保険料収入	19,716	4,868	保険給付費	1,264,149	312,136
繰越金	0	0	(前期高齢者納付金)	350,328	86,501
(準備金限度外部分繰入)	80,000	19,753	(後期高齢者支援金)	410,247	101,296
(退職積立金繰入)	1	0	(その他納付金)	31,250	7,716
繰入金	80,001	19,753	納付金	791,825	195,512
国庫補助金収入	1,058	261	保健事業費	37,111	9,163
特定健康診査等事業収入	0	0	還付金	90	22
(組合財政支援交付金)	1	0	営繕費	0	0
(高額医療交付金)	55,752	13,766	財政調整事業拠出金	19,717	4,868
財政調整事業交付金	55,753	13,766	その他	4,131	1,019
雑収入	12,591	3,109	予備費	23,593	5,825
収入合計	2,201,797	543,654	支出合計	2,201,797	543,654
経常収入合計	2,045,323	505,018	経常支出合計	2,158,484	532,959

収支差引額	0	0	準備金保有見込 千円	405,097
経常収支差引額	▲113,161	▲27,941	準備金保有率 %	144.36

介護保険分（収入）

介護保険分（支出）

科 目	予算額 千円	介護保険第2号被保険者たる被保険者1人当たり額 円	科 目	予算額 千円	介護保険第2号被保険者たる被保険者1人当たり額 円
介護保険収入	238,170	92,314	介護納付金	242,057	93,821
繰越金	0	0	介護保険料還付金	15	6
繰入金	5,000	1,938	積立金	1,101	427
雑収入	3	1	雑支出	0	0
収入合計	243,173	94,253	支出合計	243,173	94,253

収支差引額	0	0	準備金保有見込 千円	25,680
			準備金保有率 %	137.59

● 予算編成の基礎となった数字 ●

- 被保険者数 4,050人 (男性 3,466人 女性 584人)
- 平均標準報酬月額 362,000円 (男性 382,900円 女性 238,000円)
- 総標準賞与額(年間合計) 2,934,500千円
- 平均年齢 45.95歳 (男性 46.55歳 女性 42.48歳)
- 被扶養者数 4,571人 (扶養率 1.16人)
- 前期高齢者数 477人 前期高齢者加入率 5.53% 前期高齢者1人当たり給付費 413,076円
- 健康保険料率 100.000‰ (事業主 50.000‰ 被保険者 50.000‰)
 - ・一般保険料率 99.040‰ (事業主 49.520‰ 被保険者 49.520‰)
 - (基本保険料率) 60.380‰ (事業主 30.190‰ 被保険者 30.190‰)
 - (特定保険料率) 38.660‰ (事業主 19.330‰ 被保険者 19.330‰)
 - ・調整保険料率 0.960‰ (事業主 0.480‰ 被保険者 0.480‰)
- 介護保険の対象となる被保険者数(介護保険第2号被保険者数) 3,864人
(健保被保険者数 2,580人 健保被扶養者数 1,284人)
- 介護保険料率 16.500‰ (事業主 8.250‰ 被保険者 8.250‰)

平成28年度保健事業の概要

項 目		実施時期	事業内容の概要等
特定健康診査事業	1 受診券の交付	年 間	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上75歳未満の特定健康診査の受診対象となる任意継続被保険者・被扶養者について、契約健診実施機関において実施する。 ・健保組合負担 全額
	2 特定健康診査		
	3 情報提供		
特定保健指導事業	1 利用券の交付	年 間	<ul style="list-style-type: none"> ・契約健診実施機関等において実施する。 ・健保組合負担 全額
	2 動機付け支援		
	3 積極的支援		
保健指導 宣 伝 事 業	1 機関紙発行	毎 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「掲示板」(情報提供資料)を事業所に送付する。 ・健康づくりのためのパンフレット・ポスター等を配布する。 ・乳児の健康管理を目的とした月刊誌を、出産した被保険者・被扶養者に1年間配布する。 ・被保険者・被扶養者の医療費についてのコスト意識を高め、健康管理に資することを目的として、被保険者(被扶養者分を含む。)に対して、実際に要した医療費の額等を通知する。 ・被保険者・被扶養者の医療費についてのコスト意識を高め、患者負担の軽減や組合財政の改善を図ることを目的として、被保険者・被扶養者に対して、ジェネリック医薬品の使用に伴う自己負担額の軽減に係る内容を通知する。 ・事業所ごとの保険財政収支状況を事業主が把握し、事業所における健康管理に資することを目的として、各事業所健康保険収支状況等資料を事業主に送付する。 ・健康管理事業の推進を図るため、健康管理事業推進委員会を開催する。 ・健康管理委員を対象として、研修会・説明会を開催する。 ・健康保険組合連合会と共催で、保健指導宣伝事業を行う。 ・事業主、被保険者等に健康保険組合の情報を提供する。
	2 保健指導パンフレット等配布	随 時	
	3 母子保健指導書配布	毎 月	
	4 医療費通知(被保険者に対する通知)	3 月	
	5 ジェネリック医薬品使用促進通知	9 月・3 月	
	6 保険財政収支状況通知(事業主に対する通知)	5 月・8 月 11 月・2 月	
	7 健康管理事業推進委員会開催	9 月・12 月	
	8 健康管理委員研修会・説明会開催	10 月・3 月	
	9 共同保健指導宣伝	年 間	
	10 ホームページの管理・運営	年 間	
疾 病 予 防 事 業	1 短期人間ドック	4 月～翌年2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上の被保険者・被扶養者を対象として、健診費用の一部を補助する。 ・40歳以上75歳未満の特定健康診査の実施対象である被保険者を対象として、健診費用の一部を、事業主に補助する。 ・被保険者・30歳(子宮頸癌検診は20歳)以上の被扶養者を対象として、検診費用の一部を補助する。 <ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸癌、肺癌、大腸癌(無料)、胃癌、前立腺癌検診 ・B型肝炎、C型肝炎検査 ・被保険者・30歳(子宮頸癌検診は20歳)以上の被扶養者を対象として、検診実施機関で受診した各種癌検診費用の一部を補助する。 ・被保険者・被扶養者を対象とし、接種費用の一部を補助する。 ・保健師等が事業所を訪問し、被保険者等の健康相談に応じ、必要な指導や助言を行う。 ・3カ月間で、目標歩数(100万歩又は50万歩)を達成した被保険者・被扶養者を表彰する。 ・希望者に家庭常備薬を有料斡旋する。 ・被保険者・被扶養者の施設利用料金の軽減を図る。
	2 特定健康診査に係る定期健康診断補助	4 月～翌年3 月	
	3 郵送自己検診補助	4 月・9 月	
	4 乳癌、子宮頸癌、肺癌、大腸癌、胃癌検診・PSA、CEA、AFP、CA19-9、CA125検査補助	4 月～翌年2 月	
	5 インフルエンザ予防接種補助	9 月～翌年2 月	
	6 事業所訪問保健指導事業	随 時	
	7 健康ウォーキング運動表彰	5 月～ 7 月 9 月～11 月	
	8 家庭常備薬有料斡旋	7 月・11 月	
	9 健康増進施設に特別法人会員加入	年 間	